



2025年9月3日

各 位

会社名 前田工織株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 COO 前田尚宏
(コード番号:7821 東証プライム)
問合せ先 取締役 常務執行役員 斉藤康雄
(TEL. 0776-51-3535)

業績条件付譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定（取締役会の決議にかわる書面決議）に基づき、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件付譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案（以下「本議案」という。）を2025年9月25日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、業績条件付譲渡制限付株式を割り当て、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、業績条件付譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

当社の取締役の報酬額は、2006年12月18日開催の第34期定時株主総会において、金銭報酬として年額500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認いただいております。また、2018年12月19日開催の第46期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記金銭報酬とは別枠として、年額200百万円以内の範囲において譲渡制限付株式を支給することをご承認いただいておりますが、これとは別枠で、業績条件付譲渡制限付株式の交付を目的として、年額200百万円以内の範囲で報酬を支給することについてご承認をお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年4万株以内とします。但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 業績条件付譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で業績条件付譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の従業員に対しても上記と同内容の業績条件付譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以上